

資 料

外国民事訴訟法研究(10)

外国民事訴訟法研究会

代表者 中 村 英 郎

ギリシャにおける訴訟法シンポジウムについて

中 村 英 郎

1994年9月22日から27日にかけて、ギリシャのシロス島およびアテネにおいて、「多数当事者訴訟」をテーマとする、ギリシャ日本合同の訴訟法シンポジウムが開かれた。このシンポジウムの具体的計画をたて、それを財政的にも支え、その開催を可能ならしめたのは、専らアテネ大学のベイス教授(Prof. Dr. Kostas Beys)と教授の主宰する司法研究センター(Studienzentrum zur Justizgewährung)であった。同教授とは、1983年、オランダのユレヒトで開催された訴訟法国際会議で顔を合わせて以来親交を重ねてきたが、1992年には教授を日本に招き、また翌1993年は、私がギリシャを訪れて講演をするなど、日本・ギリシャ間の学術交流を細ぼそではあるが行なってきた。

ギリシャの法律事情は、言葉の障害もあって、これまで日本に余り知られておらず、また逆に、ギリシャでも日本の事情は明らかでなかった。しかし、日

本の民事訴訟法もギリシャの民事訴訟法もドイツ民事訴訟法を模範として制定されたものであって、その間には大きな共通点があり、また比較するのに面白い多くの問題がある。また両国の研究者の共通語はドイツ語であって情報の交換が比較的容易であるという事情もある。1993年、私がギリシャを訪問した際、ベイス教授と私の間で、これまでドイツを中心として学術の交流が行われてきたが、これからは、同じドイツ法圏に属する日本とギリシャとの間でも交流を行い、お互いに相手から学ぶことにより民事訴訟法学を大きく発展させることができるだろう、また、特に将来の交流の発展のためには、私たちよりも若い世代の研究者が参加できるシンポジウムの方式がよからうということで意見が一致した。そして、その上で、これまでも国際的なシンポジウムを組織した経験のあるベイス教授がギリシャでの開催を引き受けて下さり、今回のシンポジウムが実現したという次第である。

シンポジウムの統一テーマとしては、取り敢えず日本でもギリシャでも共通に問題となっている「多数当事者訴訟」をとりあげることにし、1993年の夏からその準備を始めた。先ずベイス教授と私のところで、シンポジウムにおいて報告する個別のテーマとその報告者を定め、報告者には半年以内にドイツ語によるレポートを作成し提出するよう依頼した。実際には計画通りにことは進行しなかったが、それでもシンポジウム迄には相当数のレポートが作成され、それを日本、ギリシャ間で交換し、準備を整えた上シンポジウムに臨むことができた。

日本とギリシャは、同じドイツ法圏に属し、その訴訟法・実体法はほぼ同じであるといえよう。しかしそれにもかかわらず民族、文化、歴史、風土を異にしており、その制度にはかなり異なったものもある。共同研究の第一歩として、お互いに相手の国の制度を理解することから始めなければならず、両法制の比較研究の段階に至らなかったテーマもあった。しかし、ギリシャ日本合同の最初の訴訟法シンポジウムとしては成功し、これからの共同研究のため大きな礎石を築いたものということができよう。

シンポジウムにおいて、ギリシャ側から提出された報告は次のとおりである。

1. ギリシャ法における多数当事者訴訟概観

コスタス・ベイス (アテネ大学教授)

2. 共同訴訟人としての相続人

コスタス・ベイス (アテネ大学教授)

3. 民事訴訟法における参加形態

ステリオス・クスリス (アテネ大学講師)

4. 必要的共同訴訟の枠内での上訴提起の要件と効果
ディミトリオス・チクリカス（弁護士）
5. 連帯債務と共同訴訟
コンスタンチノス・パナゴポウロス（コモティニ大学助教授）
6. 環境紛争における行政裁判所による行政行為の適法性コントロール
パノス・ラツアラトス（アテネ大学助教授）
7. ギリシャ民訴法第936条による第三者異議の訴えにおける執行債権者および
執行債務者間の訴訟上の関係
ステリアス・スタマトポウロス（トラキア大学助教授）
8. 多数当事者関与の仲裁
ステリオス・クスリス（アテネ大学講師）

シンポジウムにおいて、日本側から報告したテーマと報告者は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1. 日本民訴法における多数当事者訴訟概観 | 中村英郎（早稲田大学教授） |
| 2. 日本民訴法における必要的共同訴訟 | 中村英郎（早稲田大学教授） |
| 3. 日本における補助参加と訴訟告知 | 本間靖規（龍谷大学教授） |
| 4. 独立当事者参加 | 斎藤 哲（島根大学助教授） |
| 5. 日本法における選定当事者と代表訴訟 | 坂本恵三（朝日大学助教授）
出口雅久（立命館大学助教授） |
| 6. 日本における現代型訴訟とその取扱 | 松村和徳（山形大学助教授） |
| 7. 主体的予備的併合 | 勅使川原和彦（早稲田大学助手） |

以上に掲げた報告の独文テキストは、ギリシャの訴訟法専門雑誌 DIKE International 1995年号に掲載される予定である。

なお、多数当事者訴訟をテーマとする点で共通することから、ギリシャに滞在中のオーストリー、リンツ大学講師ワルター・プヒュエゲル氏からも、「オーストリー破産法に基づく債権調査手続における多数当事者」というテーマで報告をいただいた。

以下、シンポジウムにおいて、ギリシャ側から提出された報告の翻訳を逐次掲載する。